

川西市内版

もしものための わたしのエンディングノート

～大切な人に伝えたいこと～



第1部 作成してみよう

第2部 わたしの財産

第3部 相談しよう

My Ending Notebook

名 前

書き始めた時期 年 月 日

株式会社サイネックス



川西市の高齢者向け情報

高齢者の福祉

高齢者福祉サービス

緊急通報装置の貸与

問 地域福祉課 ☎ 072-740-1174

75歳以上の一人暮らしの高齢者などが、自宅で急病になった場合などの緊急時にすぐ通報できるよう非常用ペンダントと専用装置を貸出し、緊急時の援助体制の向上を図ります。費用負担あり。

高齢者外出支援サービス

問 地域福祉課 ☎ 072-740-1174

毎年4月1日時点で介護保険で要介護3以上の認定を受けており、介護保険施設に入所していない65歳以上の在宅高齢者に、タクシー、リフト(スロープ)付きタクシー又はストレッチャー装備タクシーを使用する際の費用を一部助成します。

住宅改造費助成

●介護保険の要介護・要支援をお持ちの方(特別型)

介護保険課 ☎ 072-740-1149

●上記以外の方(一般型)

地域福祉課 ☎ 072-740-1174

65歳以上の高齢者が居住する住宅をバリアフリー化(手すりの設置や段差解消など)する際にかかる工事費用の一部を助成します。ただし、工事契約の締結後や工事完了後に申請はできないため、必ず事前にお申込みください。

一般型では、ヒートショック対策にかかる工事費用の一部も助成します。

救急医療情報キット配布事業

問 地域福祉課 ☎ 072-740-1174

70歳以上の一人暮らし高齢者などに、救急時に必要な情報を保管する救急医療情報キットを担当民生委員より希望される方に配布します。

“かけはし” 成年後見制度の利用について

問 川西市成年後見支援センターかけはし

☎ 072-764-6110

高齢者や障がい者など、判断能力に不安のある方が適切に成年後見制度などの利用につながるようお手伝いします。

高齢者の社会参加・生きがい

問 公益社団法人川西市シルバー人材センター
(〒666-0017 火打1-10-9)

☎ 072-758-6234

入会や仕事のご依頼など、お気軽にお電話・ご相談ください。

川西市シルバー人材センターは、市の外郭団体として、公共性が極めて高く、営利を目的としていない「公益社団法人」です。

川西市内に住む60歳以上の方が、社会参加や生きがい、仲間づくり、健康づくりなどのため、センターの「会員」となって、長年培った豊かな経験や知識、技能などを活かしながら、生き活きと働いています。

会員となって、生きがいや健康づくりなどのために、一緒に働きませんか。

また、当センターでは、市内の企業や家庭、官公庁などから、いろいろな仕事を受けています。

いろいろなお仕事をお受けします。

- 植木の剪定
- 除草(新規は機械刈りのみ)
- 施設やマンションの管理・清掃
- 店舗での作業(清掃・商品の陳列・カートの実搬など)
- 工場内の軽作業
- 事務所の経理事務
- チラシなどの各戸配布
- パソコンの入力作業
- 宛名や賞状書き
- 家事(掃除・洗濯・炊事など)の手伝い
- 育児の支援(子どもの世話など)
- 大型ゴミ(家電リサイクル対象品は除く)の搬出 など。

老人クラブ

概ね60歳以上の会員が組織し、生きがいや健康づくりのための活動を通じ、生活を豊かにするとともに、明るい長寿社会づくりに資することを目的に活動しています。

(会費が必要)

(お問い合わせは、川西市老人クラブ連合会事務局

☎ 072-756-8810 ※毎週火・金13:00～16:00のみ)まで)

健康・生きがい就労トライアル事業

60歳以上の方に人材不足に悩む福祉施設などで働いていただき、生きがいや地域での活躍の場を得ていただく事業です。施設は特別養護老人ホームや保育所、デイサービスなど。仕事内容は、施設内の掃除・片付け、配膳、送迎などで、特別な資格や専門知識は不要です。短時間就労も可。



わたしのエンディングノートとは？

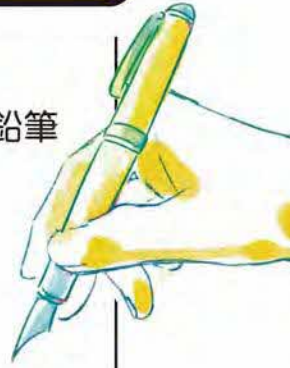
- わたしのこれまでの人生を振り返ること
- これからの人生の指針を明確にしておくこと
- わたしにもしものことがあった時に対応すべきこと
- わたしにとって大切な人たちに伝えておきたいこと

これらの項目について、自筆で書き記しておくことにより、自身の大切にしたいことや必要なことが少しずつ整理されてくることでしょうか。記入内容について、ご家族や友人など大切な人と相談してみるのも、新しい発見ができて良いかもしれません。

このノートが、あなたのこれからの人生を充実して過ごす一助となれば幸いです。

わたしのエンディングノートの書き方について

1. 堅苦しく考えず、書きやすい項目から気楽に記入してください。
2. 何度書き直しても大丈夫です。いつでも書き直すことができるよう鉛筆で記入することをおすすめします。
3. よく分からない項目は、誰かと話し合ってみてください。
4. 記入した後に改めて読み返してみて、修正してもいいでしょう。
5. このノートの存在と保管場所について、誰かに伝えておきましょう。
6. このノートの取り扱いに注意して、第三者が勝手に読むことができないように管理しましょう。
7. このノートは法的な効力を有しません。法的な効力を持たせたい場合は遺言書(15ページ～参照)を作成してください。



更新履歴

年 月 日 / 年 月 日 / 年 月 日

この冊子は、～相続で未来へ～わたしのエンディングノート(神戸地方法務局・兵庫県司法書士会監修)の内容を一部編集して制作しています。

告 白

心 健康 介護 パートナー 遺品 葬儀
認知症 年金 孤独 相続 施設
空家 家財 遺言書 思い出 情報 家

YUMENO 夢の

相談無料

0120-121-787

株式会社夢の ■ 定休日/火曜日・水曜日 ■ 受付時間/9:30～18:00
■ 〒666-0033 兵庫県川西市栄町11番3-13 パルティK2 北棟206-1
電話無料 / 兵庫県知事(2)第300573号

空家の事なら→ <https://yumeno-aktye.com/> 夢の空家

不動産の事なら→ <https://yumeno-estate.co.jp/> 夢の川西

夢の代表取締役 CEO 赤田 彬

第二独立病院・株式会社夢の 川西市役所
パルティK2 川西市役所西
阪急川西線駅 川西駅
阪急宮原線 宮原駅

もくじ



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

これからの人生を
より明るく前向きに過ごすために

3 | 第1部 作成してみよう

わたしのエンディングノートを作成してみよう

- 3 ① わたし自身のこと
- 5 ② 家族のこと
- 6 家系図
- 7 ③ もしものときの連絡先
- 9 ④ 大切な人へのメッセージ

10 | 第2部 わたしの財産

相続で未来へつなぐ ～「争族」にならないために知って安心～

- 10 ① どのような財産を所有しているか調べてみましょう
- 14 ② 相続 ～相続登記が義務化されました！～
- 15 ③ 遺言書と遺言書保管制度
- 21 ④ 法定相続情報証明制度～相続手続きが簡単に！！～
- 23 ⑤ 知れば安心 あなたを支える制度
- 23 成年後見制度
- 25 家族信託
- 26 配偶者居住権と居住用不動産贈与の優遇措置

27 | 第3部 相談しよう

専門家に相談してみましょう

- 27 司法書士に聞いてみよう！
- 28 法務局のお問合せ先



広 告

ハートケアプランセンター

◎主なサービス内容

- 介護保険申請代行
- ケアプラン作成
- 介護サービス事業者との連携
- ご本人・ご家族への定期的なモニタリング
と相談支援


☎072-790-1233

ハート訪問看護ステーション

◎主なサービス内容

- バイタルサインチェック
(血圧、脈拍、体温測定、SpO₂)
- 病状観察、服薬管理、保清、入浴介助
- 医療処置(点滴、輸血、褥瘡処置、酸素、呼吸器、ストーマ、
経管栄養、カテーテルの管理)
- 介護、医療相談
- 主治医、関係機関との連携
- 終末期ケア・看取り支援など

☎072-790-1222

 **メディカルハート株式会社**
川西市向陽台3-5-90

ホームページ、インスタもご覧ください



第1部 作成してみよう

わたしのエンディングノートを作成してみよう

第1部 作成してみよう

① わたし自身のこと

記入日:

ふりがな
名前:

生年月日: 年 月 日生 血液型:

住所:

本籍:

電話番号 自宅:

携帯電話:

メールアドレス:

【大切な番号】

基礎年金番号:

運転免許証:

個人番号カード
(マイナンバーカード):

第2部 わたしの財産

広告



桜と楓の小さな杜 (桜楓園—ペットといっしょも可)

杜の中央には野面積みの山野草墓があります

曹洞宗ですが皆の宗
岡本寺

詳しくは下記までご連絡ください。資料をお送りいたします。
〒666-0121 川西市平野1丁目33-14
TEL:072-793-0203 川西 岡本寺 検索

春は八重桜の花吹雪。夏は緑の木漏れ日。秋は楓の散りもみじ。冬は冬木の淡い陽ざし。いろんな姿を見せてくれます。

第3部 相談しよう

＊これまでのわたし(思い出)

生まれたとき：

学生時代：

小学校：

中学校：

高校：

大学：

【大人になってから】

職歴など：

趣味・夢中になったもの：

思い出の旅先：

お世話になった人とのエピソード：

これまでの人生を漢字1字で表すと？：

「つながりノート」もご活用ください

「つながりノート」は、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるため、必要な医療と介護サービスが切れ目なく提供されるよう、本人・介護者と医療・介護専門職などの間で情報共有と連携を促進するものです。

詳しくは

川西市・猪名川町在宅医療・介護連携支援センター
☎072-755-4100へ。



② 家族のこと

父:名前 連絡先

思い出

母:名前 連絡先

思い出

夫・妻:名前 連絡先

思い出

子ども:名前 連絡先

思い出

子ども:名前 連絡先

思い出

子ども:名前 連絡先

思い出

＊ペットのこと～わたしの大切な家族です～

犬・猫・鳥・その他()

名前 オス・メス 登録番号

かかりつけの動物病院

世話について

広告

やまさわ鍼灸整骨院 ※医師が認める場合、医療保険療養費の支給申請ができ、自己負担が軽減される場合があります。

Yamasawa acupuncture & bonesetter's office

訪問施術・鍼灸 始めました!

施術時間 約25分

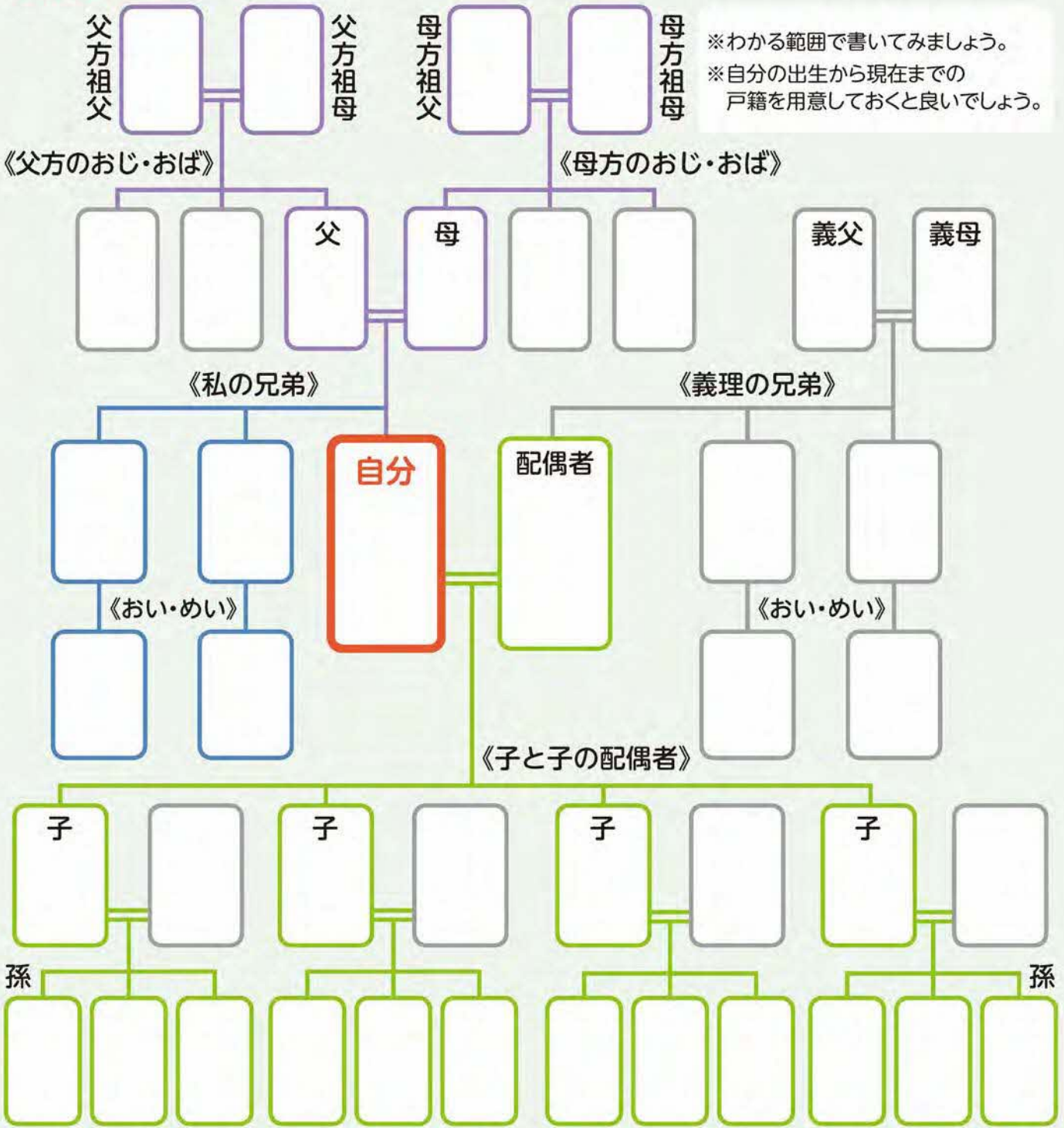
やまさわ鍼灸整骨院 公式ページはコチラ

営業時間 9:00~13:00 16:00~20:00

予約優先制 お問い合わせは **072-776-2511**

〒666-0006 兵庫県川西市萩原台西1-72

＊家系図



広告

MH メディカルハート株式会社

ハートナーシングホーム

看護の家

川西市丸山台1-7-2 **tel.072-794-2277**

HP  インスタ 

ホームページ、インスタもご覧ください

訪問看護がつくれたナーシングホーム




お電話にてお気軽にお問い合わせください

③ もしものときの連絡先

＊専門家に相談したいとき

- 司法書士 弁護士 税理士

氏名:

電話番号:

事務所:

＊介護が必要になった場合

- わたしの介護について誰かが決めなくてはならない場合は
_____さん 連絡先: _____

の意見を尊重してください

- 介護の場所などの希望

- 自宅で、お願いしたい (家族に ヘルパーに 両方に)
 自宅で、ヘルパーなどのプロにお願いしながら、家族と暮らしたい
 病院や施設に入りたい すべて家族に判断を任せます
 その他(_____)

- 介護について「してほしいこと」「してほしくないこと」、介護してくれる人に伝えたいこと
- _____

＊病気になったとき、入院したとき

- 病名・余命の告知について

- ありのまま告知してほしい
 告知しないでほしい
 家族_____の判断に任せます
 その他(_____)

- 延命治療・終末医療(痛みや苦痛の緩和)と尊厳死について

- できるだけ延命治療をしてほしい
 苦痛の緩和治療だけして延命治療はしないでほしい
 家族_____の判断に任せます
 尊厳死を希望する(書面がある場合、保管場所など: _____)

広 告



在宅医療専門医
兵庫ライフケアクリニック
 自分らしく生きる

不安や苦悩を共に分かち合いながら
 少しでも和らげるための在宅医療を目指します。



パーキンソン病や ALS など神経難病をはじめ、認知症や内科系疾患に幅広く対応しています。

〒666-0129

川西市緑台4丁目3-41

☎072-767-1181



川西ライフケア
訪問看護ステーション
 自分らしく生きる

不安や苦悩を共に分かち合いながら
 少しでも和らげるための在宅看護を目指します。

- 1 24時間365日対応
- 2 神経難病や認知症などの個別ケア
- 3 専門性の高いリハビリケア
- 4 アートのこころで癒しのケア

〒666-0129

川西市緑台4丁目3-41

☎072-792-2200



***葬儀のこと**

● 葬儀の実施について

してほしい してほしくない しなくてよいが、するならお金をかけずに

家族に判断を任せます その他()

● 葬儀の規模

密葬 家族葬 一般葬 社葬 直葬(火葬) その他()

● 葬儀の費用

用意していない わたしの預貯金を使ってほしい

● 葬儀の時に連絡してほしい人

名前:

連絡先:

名前:

連絡先:

名前:

連絡先:

名前:

連絡先:

● その他葬儀について伝えておきたいこと

***お墓について**

● 希望する埋葬方法

先祖代々の墓に納骨してほしい 新しい墓へ納骨してほしい

すでに購入している 永代供養にしてほしい 散骨 樹木葬

家族に判断を任せます その他()

● お墓の費用

支払い済み わたしの預貯金を使ってほしい

● その他、お墓について伝えておきたいこと(お墓のデザイン、墓碑銘など)

④ 大切な人へのメッセージ

＊家族、友人へ

To:

To:

To:

To:

To:

＊遺言書について

作成していない→これから作成しようという方は14ページへ

作成している→ 自筆証書遺言 公正証書遺言

作成日

保管場所

遺言執行者の氏名・連絡先

第2部 わたしの財産

相続で未来へつなぐ ～「争族」にならないために知って安心～

① どのような財産を所有しているか調べてみましょう

自分がどのような財産を所有しているかを調べて、書き出してみましょう

＊不動産の調べ方

不動産(土地・建物)については、ご自身がお持ちの登記識別情報(権利証)や法務局が発行する登記事項証明書(登記簿謄本)のほか、市区町村から通知される固定資産税の納税通知書で確認できます。複数人で所有(共有)している場合は、自分の持分(所有割合)や誰と共有しているのかについても把握しておきましょう。

また、土地や建物を貸している場合や借りている場合は、契約書の有無、登記の有無についても確認しましょう。

＊資料の確認(一例)

目的	必要な書類	請求先
土地・建物の名義人を知りたい	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書	お近くの法務局 (28ページ参照)
地番・家屋番号を知りたい	<input type="checkbox"/> 公図、地積測量図	
面積を知りたい	<input type="checkbox"/> 登記識別情報通知書 (登記済証)	
自分が所有している土地建物を全て知りたい	<input type="checkbox"/> 固定資産税の納税通知書 <input type="checkbox"/> 固定資産課税台帳、名寄帳	川西市内の土地建物については 川西市資産税課 ☎072-740-1133

＊相続をスムーズに進めるための準備

現状又は予定	必要なこと
・ 不動産の名義が亡くなった祖父母のままだ ・ 建物が登記されていない など	相続登記(相続登記の詳細は14・20ページへ)
・ 特定の財産を特定の人に残したい	遺言書を作成(遺言書の詳細は15ページへ)
・ 死亡後のことは家族に任せるが、事務手続や 当面の管理者を指定しておきたい	信託契約や死後事務委任契約の締結 (家族信託については25ページへ)
・ 相続させる不動産を売却する予定	登記簿の確認、隣地境界の確認

広 告

安心と信頼の買取専門店 おたからや

高価現金買取

手数料 査定費 **無料**

家に眠っているお宝をぜひ、お持ちください!

多田店 【定休日】水曜日 【営業時間】10:00~19:00 (日曜のみ~18:00) R8-1J 061
〒666-0124 兵庫県川西市多田桜木 1-9-30

☎072-747-5670

P あり

古物商 兵庫県公安委員会 第631371200045号

おたからや 多田店

金・プラチナ・貴金属
相場高騰!

人気ブランドバック
高価買取!

高級ブランド時計
大歓迎!

ダイヤ・エメラルド・ルビー
サファイヤ
鑑定書なし
大歓迎!

メダル・金貨 古銭・古札 切手・中国切手 骨董品

刀剣・鎧 大判・小判 鉄道部品 楽器

第1部 作成してみよう

第2部 わたしの財産

第3部 相続しよう

＊所有している不動産(土地・建物)を記載しましょう！

資料から書き写すのが面倒な場合は、取り寄せた資料をこのノートと一緒に保管しておくだけでも、あとからこのノートを利用して判断や手続をする人の助けになるでしょう。

	所在地	地番・ 家屋番号	共有名義人 及び持分	現在の状況	どう処理 したいか
1					
2					
3					
4					

＊貸し借りしている不動産はありますか？

	所在地	地番・家屋番号	契約期間	契約書
	貸主・借主の氏名	貸主・借主の住所	連絡先	保管場所
1				有・無
2				有・無
3				有・無
4				有・無

広 告

廃棄物(ゴミ)で困った事があればお気軽にご相談ください!!

例えば 生前整理・遺品整理・お引越し時のゴミ
粗大ゴミ・不用品・ゴミ屋敷のお片付け など

お約束

- お見積り無料!!
- お見積り以上は請求しません!
- 有資格者(遺品整理士・事件現場特殊清掃士)
- 秘密厳守

TEL.072-755-6231

有限会社 平川産業

無許可業者に
ご注意ください!!

- 一般廃棄物収集運搬業(川西市許可)
- 産業廃棄物収集運搬業(兵庫県・大阪府許可)
- 遺品整理(遺品整理士認定協会認定)
- 古物商・金属くず商(兵庫県公安委員会)

平川産業





川西市下加茂1丁目22番22号 <http://www.hs5383.jp/>

＊他に資産はありますか？

第1部 作成してみよう

	金融機関名	支店	口座番号	備考(金額等)
預貯金				
	銘柄	証券会社	番号	備考
有価証券・株式など				
	保険会社	種類・内容	受取人	保備考(受取人等)
生命保険等				
	種類・名称 (自動車・貴金属など)	内容	保管場所	備考
その他借入れなど				

第2部 わたしの財産

広告

第3部 相続しよう

断捨離・生前整理にご利用ください！

出張買取大歓迎！

食器・お酒・カメラ・昔の玩具・骨董品・古銭
 遺品整理士も在籍しています！^{などなど}
 値段のつかない処分品のお見積りも
 お気軽にお問い合わせください！

兵庫県古物許可証 No.631342400039
 リユースストア ループ
 川西市緑台 4-9-37
 TEL:080-7843-0120

出張買取にご抵抗のある方は3日・13日・23日・30日・31日に店頭でもお買取致します！（身分証は必ずご持参ください）

② 相続 ～相続登記が義務化されました!～

＊相続登記は必要です!

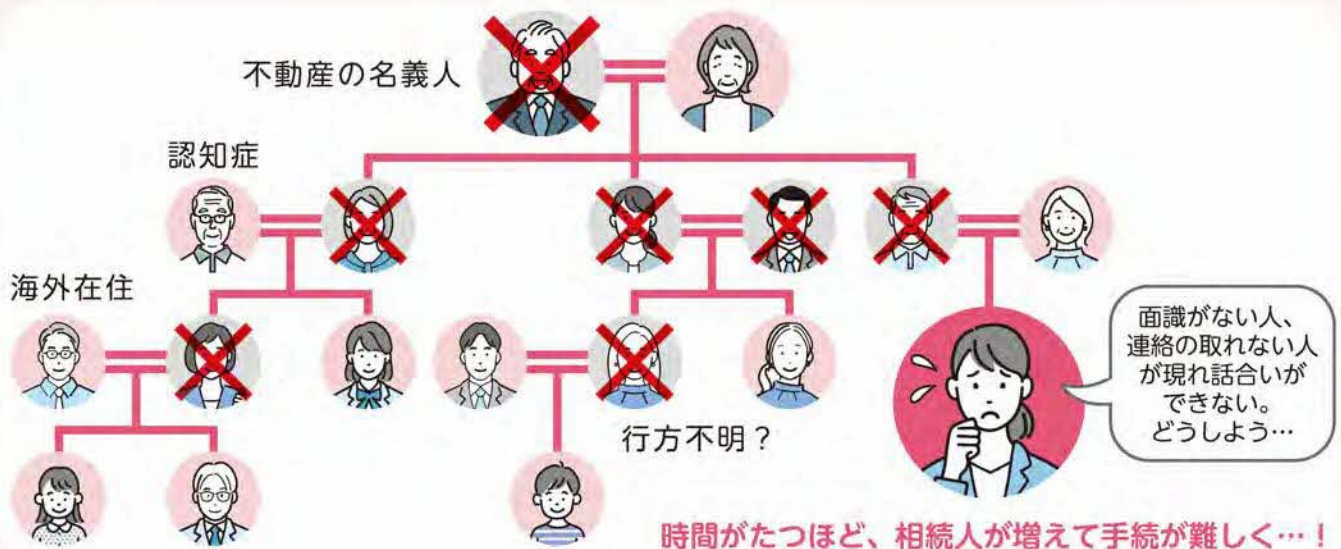
土地や建物を所有していた方が亡くなられて相続が発生した場合、「相続による所有権の移転の登記」を法務局に申請することになります。

相続登記が義務化される法律が令和6年4月1日に施行されました。この新しい法律では登記を怠ると10万円以下の過料が科される場合があります。

なにより申請をせずに放っておくと新たな相続が発生し、相続登記の手続がますます難しくなってしまいます。

＊相続登記をしないと、手続がどんどん複雑になります

- ◎ 相続人がどんどん増えて、話し合いがうまく進まない。
- ◎ 書類収集の手間が増え、費用が高くなる。
- ◎ 相続人の中に面識がない人が現れ、協議に時間がかかる。
- ◎ 相続人の中に認知症になるなど判断能力が低下した人がいると、家庭裁判所に成年後見人の選任申立てが、所在不明の人がいると、不在者財産管理人の選任申立てが必要になるケースが生じる。



相続が発生したら、早めに相続人で話し合い(遺産分割協議)を行って、話し合いの結果を相続登記に反映することが重要です。

広告

相続	遺言	<p>相続・遺言・終活・不動産売却に関する手続きをワンストップで! 行政書士・司法書士・税理士・宅建士等専門家によるトータルサポート</p> <p>川西相続遺言サポートセンター</p> <p>運営事務所:みつおか行政書士事務所</p> <p>川西市栄根2-1-3-101</p>
成年後見	家族信託	
終活サポート	不動産売買	
相談したい!! 聞いてみたい!! サポートしてほしい!!		
無料相談受付中!		<p>川西能勢口駅すぐ! 隣に提携駐車場あり!</p> <p>川西能勢口駅 13 阪急宝塚本線 76 JR福知山線 川西池田駅 小丸1</p> <p>代表者 行政書士 宅建士 溝岡 靖雄</p> <p>なごやかにいいはなし</p> <p>☎072-758-1874</p> <p>✉info@kawanishi-souzoku.com</p>
出張OK	土日夜間OK	地域密着

③ 遺言書と遺言書保管制度

遺言書とは、誰にどの財産をどれだけ相続させたいかを指定し、その指定に法的効力を持たせるものです。法律にのっとって作成された遺言書の記載は、法定相続分のルールに優先します。そのため遺言書は、ご自身の財産をご家族へ確実に託し、相続をめぐる紛争を防止するための有用な手段です。

＊どちらにする？ ～自筆証書遺言と公正証書遺言～

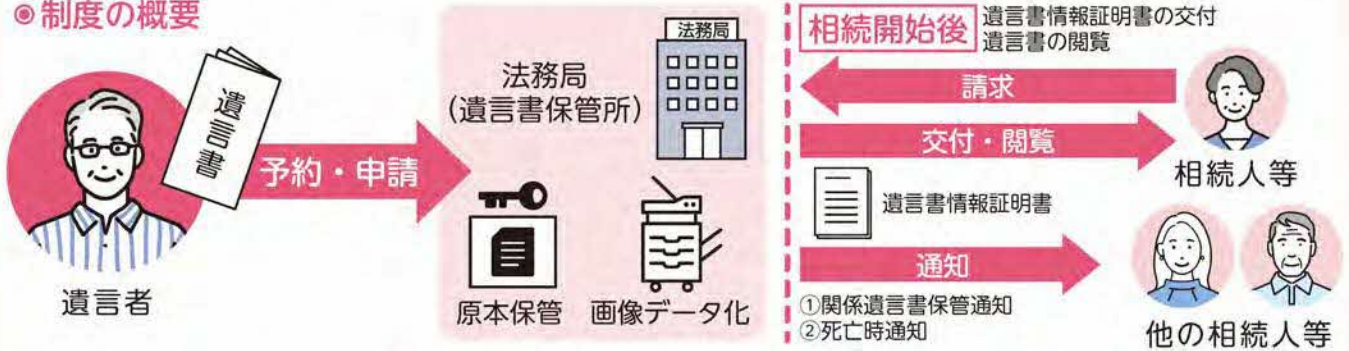
遺言書には、自筆証書遺言、公正証書遺言、秘密証書遺言の3つの形式があります。このうち、自筆証書遺言と公正証書遺言について、その違いを表に示しました。

	自筆証書遺言	公正証書遺言
作成方法	遺言者本人が全文・日付・氏名を自書及び捺印する ※財産目録は、パソコンで作成したものでも可	遺言者が公証人に遺言の趣旨を口授し、公証人が書面にする
保管方法	遺言者本人の判断により、自宅で保管又は法務局に預ける 法務局に預けた場合、 ・長期間適正に保管します ・プライバシーを確保できます 安心安全	原本は公証役場において厳重に保管される
家庭裁判所の検認	必要 法務局に預けた場合、検認は不要です	不要
メリット	・作成費用がかからない ・作成に手間がかからない	・無効な遺言書になりにくい ・紛失や改ざんのおそれがない
デメリット	・内容に不備があると無効になる可能性がある 法務局に預けた場合、方式の外形的なチェックを受けられます ・自宅保管の場合、紛失や改ざんのおそれがある ・自宅保管の場合、相続人に発見されないことがある	・財産の価格に応じた手数料がかかる 法務局に預けた場合、紛失等のおそれがなくなります 法務局に預けた場合、関係相続人等に遺言書保管の事実を通知することができます

＊法務局に預けて安心！自筆証書遺言書保管制度とは！

自筆証書遺言書を法務局（遺言書保管所）で預かり、長期間適正に保管する制度です。遺言者がお亡くなりになった後は、相続人等は遺言書の証明書の交付などを受けることができます。

◎制度の概要



◎保管申請の手続は??

- 遺言者ご自身で遺言書を作成し、管轄の法務局に予約をして、直接本人が申請します。
- 申請書と添付書類のほか、マイナンバーカードなどの本人確認書類が必要です。
- 遺言者死亡時に、遺言書が法務局に保管されていることを通知する方を、最大3名まで指定することができます。

法務局では遺言書の外形的な審査を行います。ただし、遺言書の内容に関するご質問・ご相談に応じることはできません。

◎相続開始後は??

- 相続人等は遺言書の証明書の交付や、遺言書の内容の閲覧を全国の法務局（遺言書保管所）に請求できます。
- 遺言者が希望した場合、遺言者が指定した方に遺言書を保管していることを法務局から通知します。
- 相続人等の一人が遺言書の証明書を取得したり、閲覧をすると、遺言書を保管していることを法務局から他の相続人等に通知します。
- 法務局に保管された遺言書は、家庭裁判所での検認が不要です。

◎手数料 ※1通あたりにかかる手数料

遺言書の保管の申請	3,900円
遺言書の閲覧の請求	1,400円(モニターでの閲覧) 1,700円(原本での閲覧)
遺言書情報証明書の交付請求	1,400円
遺言書保管事実証明書の交付請求	800円

自筆証書遺言書保管制度の詳細は法務省HPのQRコードから！手続には**予約**が必要です。



自筆で遺言を書くときのルールは4つだけ！！

- ①本文の内容
 - ②作成日付
 - ③作成者氏名
 - ④作成者の印鑑を自分で押す
- これらを全部自筆で書く！

*一番簡単な遺言書を自筆で書いてみよう！

全ての財産を妻にのこす遺言書の例

遺言書

全ての財産は、
妻〇〇〇〇に相続させる。

令和〇年〇月〇日
兵庫県〇〇市〇〇町〇番〇号
司法太郎 ①

【注意】

- ①西暦または和暦で、日にちまで必ず書くこと(×吉日)
- ②戸籍に記載されている名前を書くこと(×あだ名やペンネーム)
- ③印鑑は認印でも実印でも可(×スタンプ印)
- ④鉛筆や消えるボールペンは不可

*自筆で書いてみたら、法務局に預けてみよう！

「違う内容の遺言を書きたい」「法務局への預け方を相談したい」という場合は、お近くの司法書士へお問い合わせください！(28ページ参照)



お近くの司法書士会一覧はこちら



余白5ミリメートル以上

《法務局に預ける遺言書の用紙には、次のルールがあります。》

- ①用紙は、**A4サイズ**で、文字の判読を妨げるような**地紋、彩色等のないもの**を使ってください。
- ②このページのような**余白を必ず確保**してください。
- ③ページ数や変更・追加の記載を含めて、**余白部分には何も記載しない**でください。
- ④各ページに**ページ番号を記載**してください。
(1枚のときも1/1と記載してください。)
- ⑤片面のみを使用し、**裏面には何も記載しない**でください。
- ⑥数枚にわたるときであっても、**とじ合わせない**でください。

余白20ミリメートル以上

余白5ミリメートル以上

法務局への預け方の詳細は、**16ページ**をご覧ください。

余白10ミリメートル以上

＊わたしの相続人になるのは誰だろう？

家系図と相続人の範囲は同じではありません。相続人の範囲は法律で決められています。

相続順位	法定相続人と法定相続分	
第1順位 子どもがいる場合	配偶者 	子ども  $1/2$ ※人数で分割
第2順位 子供がいなく、 親がいる場合	配偶者 	親  $1/3$ ※人数で分割
第3順位 子供と親が共にいなく、 兄弟姉妹が いる場合	配偶者 	兄弟姉妹  $1/4$ ※人数で分割

メモ

- 配偶者は常に相続人となります。
- 配偶者がいない場合は、上記の相続順位に従って相続します。
- 相続人となる子や兄弟姉妹が死亡している場合は、その子(被相続人にとっての孫やおい・めい)が相続人となります(「代襲相続」)。

「家系図」(6ページ)にあなたの相続人となる人に印をつけましょう。



＊相続登記に必要な書類は？

		必要書類	取得先
被相続人 (亡くなった方)の		出生から亡くなるまでの戸除籍謄本 ※「法定相続情報証明」を提出すれば、戸除籍謄本は不要(21～22ページ参照)	被相続人の本籍地の 市区町村役場
		住民票の除票	被相続人の最後の住所地の 市区町村役場
相続人全員の		現在の戸籍謄抄本 (戸籍記録事項証明書)	各相続人の本籍地の 市区町村役場
		住民票の写し (本籍地の記載のあるもの)	各相続人の住所地の 市区町村役場
遺産分割した場合 (相続人全員で 話し合いをする場合)		相続人全員の印鑑証明書	各相続人の住所地の 市区町村役場
		遺産分割協議書	—
遺言書が ある場合	公正証書 遺言書	公正証書遺言書の正本又は謄本	伊丹公証役場 ☎072-772-4646 阪神公証役場 ☎06-4961-6671
	自筆証書 遺言書	(自宅で保管する場合) 自筆証書遺言書及び家庭裁判所の 検認証明書	検認手続を実施した 家庭裁判所 (神戸家庭裁判所伊丹支部で手続 きをした場合は神戸家庭裁判所 伊丹支部)
		(法務局に預ける場合) 遺言書情報証明書 ※「自筆証書遺言書保管制度」を利用した 場合(16ページ参照)	法務局 (28ページ参照)



必要書類の詳細は
法務局HPのQRコードから



④ 法定相続情報証明制度～相続手続きが簡単に！！～

＊法定相続情報証明制度とは？

法定相続情報証明制度とは、相続人が法務局（登記所）に戸籍謄本等の必要書類を提出し、登記官が内容を確認した上で、法定相続人が誰であるのかを一覧にして証明する制度です。

＊制度の利用で相続手続きが簡単に！！

法定相続情報一覧図の写しは、必要な通数の交付を受けることができます。そのため、各種相続手続きをするに当たって、従来のように、戸籍謄本等の束を複数用意したり、繰り返し提出することなく、複数の提出先に同時並行で手続きすることが可能です。

こんな手続きに
利用できる！！

- ・ 預貯金の払戻し
- ・ 相続税の申告
- ・ 相続登記
- ・ 各種名義変更
- ・ 遺族年金、未支給年金、死亡一時金等の請求など

何度も提出し直さなくて
いいから手間がかからない！！

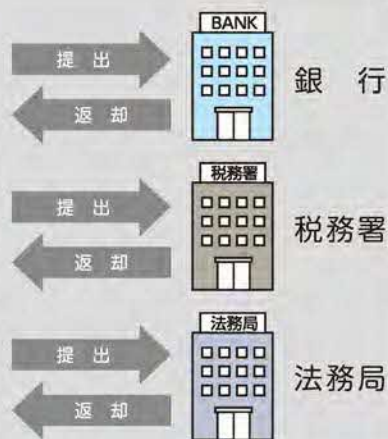
◎制度を利用しない場合



相続人



戸籍書類一式



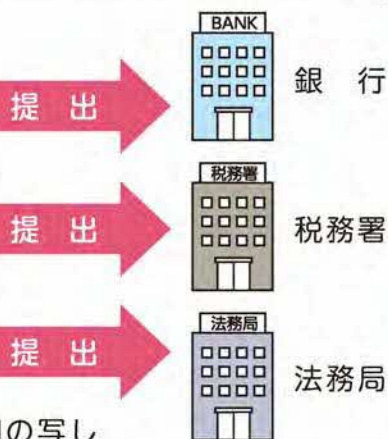
◎制度を利用した場合



相続人



法定相続情報一覧図の写し



＊無料で利用できます！！



相続人が法務局に、以下の必要書類を申出書に添付して、申出します。

登記官が内容を確認後、法定相続情報一覧図(法定相続人が誰であるのかを一覧にしたもの)に認証文を付した写しを**無料**で必要通数交付します。

法定相続情報一覧図の保管期間中(5年間)は、再交付を受けることができます。

	必要書類	取得先
被相続人の	出生から亡くなるまでの戸除籍謄本	被相続人の本籍地の市区町村役場
	住民票の除票	被相続人の最後の住所地の市区町村役場
相続人全員の	現在の戸籍謄抄本(戸籍記録事項証明書)	各相続人の本籍地の市区町村役場
申出人の	氏名・住所を確認することができる公的書類	—
	法定相続情報一覧図(右図)	—



＊別途必要書類がある場合があります。

法定相続情報一覧図(記載例)



第1部 作成してみよう

第2部 わたしの財産

第3部 相談しよう

⑤ 知れば安心 あなたを支える制度

✳️ 成年後見制度とは？

成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方々について、本人の権利を守る援助者を選任し、本人を法律的に支援する制度のことです。



✳️ 法定後見制度とは？ 任意後見制度とは？

成年後見制度には、**法定後見制度**と**任意後見制度**の2種類があります。

法定後見制度は、「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれており、判断能力の程度など本人の事情に応じて、家庭裁判所が適切な成年後見人等(成年後見人・保佐人・補助人)を選任し、選任された成年後見人等については、**東京法務局で成年後見の登記(24ページ参照)**がされます。

一方、**任意後見制度**は、本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人(任意後見人)に自分の生活や療養看護、財産管理に関する事務について代理権を与える契約を公正証書で結んでおくものです。

◎ 法定後見制度

既に判断能力が不十分な場合

- **後見** 判断能力が欠けているのが通常の状態
- **保佐** 判断能力が著しく不十分
- **補助** 判断能力が不十分



家庭裁判所に申立て

◎ 任意後見制度

将来、判断能力が不十分になったときに備える場合

- **判断能力があるうちに、任意後見人を選んでおく**



公正証書で契約

＊成年後見制度の利用に必要な費用は？

◎法定後見制度

申立手数料	800円(注1)
登記手数料	2,600円
その他	連絡用の郵便切手(注2)、鑑定料(注3)、添付書類(注4)の取得に必要な費用など

- (注1) 保佐人や補助人に代理権の付与や同意権に関わる事項を追加する場合、申立てごとに別途800円が必要になります。
- (注2) 申立てをされる家庭裁判所にご確認ください。
- (注3) 本人の判断能力の程度を医学的に十分確認するために、医師による鑑定を行う場合があります。鑑定料はほとんどの場合、10万円以下となっています。
- (注4) 申立てには、戸籍謄本、登記事項証明書、診断書などの書類が必要であり、これらを入手するための費用も別途かかります(必要書類については申立てをされる家庭裁判所にご確認ください)。

川西市にお住まいの方の法定成年後見、保佐、補助の各事件の**受付及び手続**の案内は
神戸家庭裁判所伊丹支部 ☎072-779-3074

川西市にお住まいの方の成年後見制度に関する**相談**は
川西市成年後見支援センター“かけはし” ☎072-764-6110
 司法書士による成年後見相談(毎月第3水曜日13:00～16:00) **要予約**

◎任意後見制度

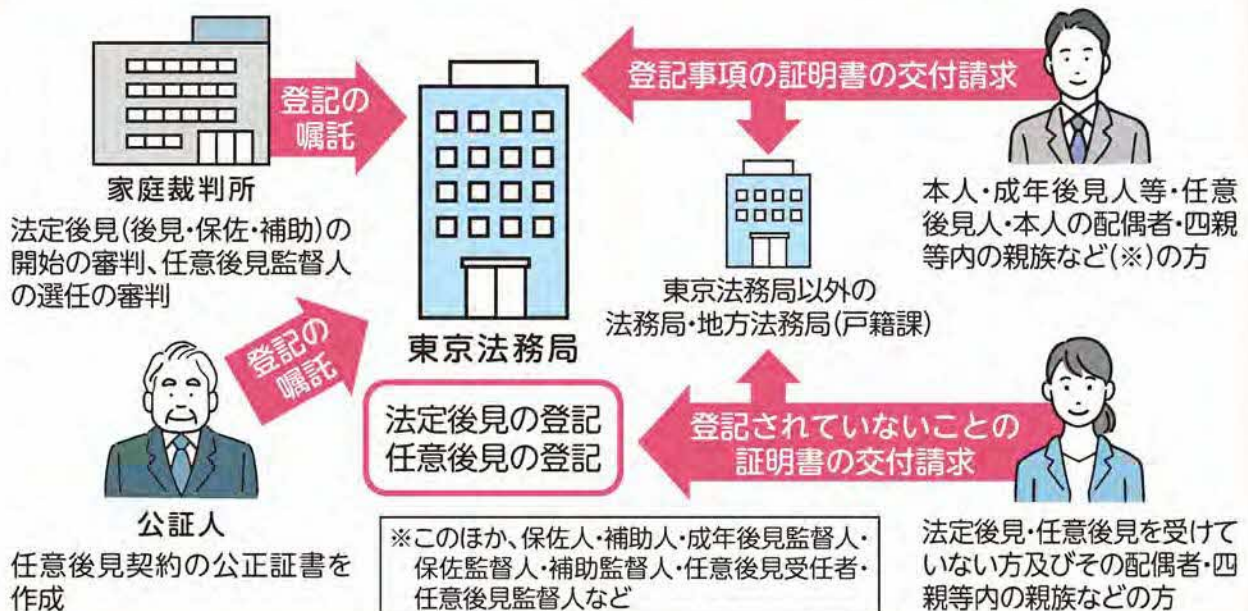
公正証書作成の基本手数料	11,000円
登記嘱託手数料	1,400円
法務局に納付する印紙代	2,600円

(※)このほか、本人らに交付する正本等の証書代や、登記嘱託書郵送用の切手代、任意後見監督人選任の申立て費用等が必要になります。なお、公正証書に関するお問い合わせは、公証役場(20ページ参照)にお願いします。

＊成年後見登記って？

成年後見登記は、成年後見人等の権限や任意後見契約の内容などを家庭裁判所、公証役場からの手続(申請嘱託)により、東京法務局後見登録課で登記(登録)するものです。

この登記によって、登記事項を証明した登記事項証明書(登記事項の証明書・登記されていないことの証明書)の交付を受けることができ、この証明書によって、自分が後見人であるという事実や、反対に、ある人にまだ後見人がついていない事実などを証明することができます。



＊登記事項の証明書・登記されていないことの証明書を取るには？

◎必要書類

- 申請書(最寄りの法務局または法務省のHPからお取り寄せください。)
- 本人確認書類(免許証・保険証など)
- 委任状(委任による代理人からの請求の場合)
- 戸籍謄抄本・住民票(親族からの請求の場合)

◎手数料

- 登記事項の証明書 1通につき550円
- 登記されていないことの証明書 1通につき300円

◎請求先

●窓口

- ・東京法務局民事行政部後見登録課
- ・全国の法務局・地方法務局戸籍課(28ページ参照)

●郵送

- 〒102-8226
東京都千代田区九段南1-1-15
九段第2合同庁舎
東京法務局民事行政部後見登録課
※郵送での請求は東京法務局のみでの取扱いになります



成年後見制度の詳細は、
法務局HPのQRコードから
ご覧ください



＊家族信託とは？

家族信託とは、自分の財産(不動産・預貯金・有価証券等)を、信頼できる家族や相手に託し、特定の人のために、あらかじめ定めた信託目的に従って、管理・処分・承継する財産管理手法です。

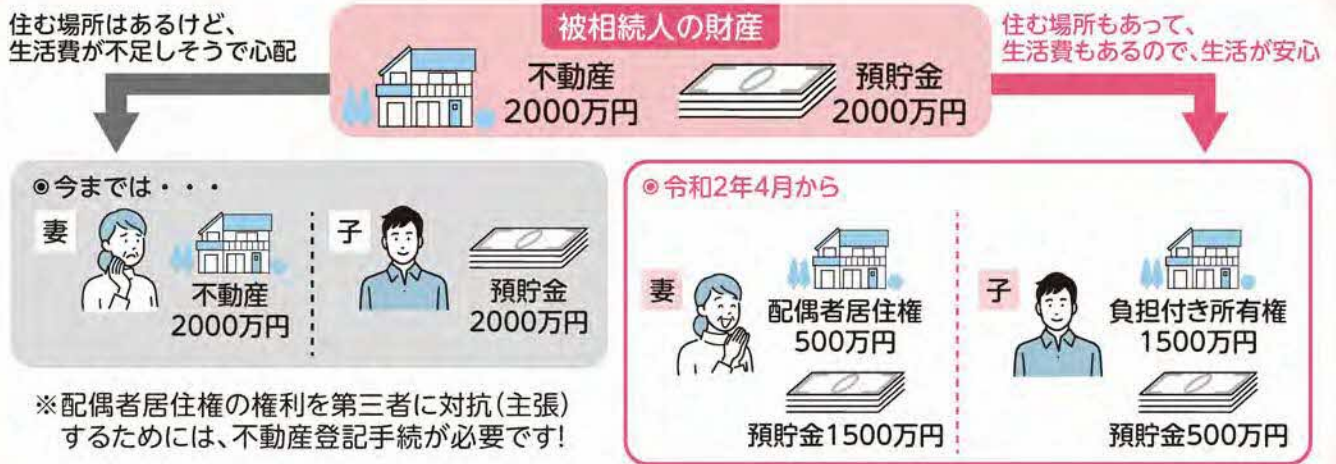
認知症などにより判断能力が低下した場合にも、家族信託の目的に応じて、本人の財産を柔軟に活用することができます。



＊配偶者居住権と居住用不動産贈与の優遇措置って？

◎配偶者居住権ってどんな制度？

令和2年4月1日の民法改正によって、配偶者居住権が創設されました。これによって、配偶者が相続開始時に被相続人所有の建物に居住していた場合に、遺産分割や遺言書の記載に基づき配偶者居住権を取得すれば、終身又は一定期間、被相続人所有の建物に無償で居住することができるようになりました。



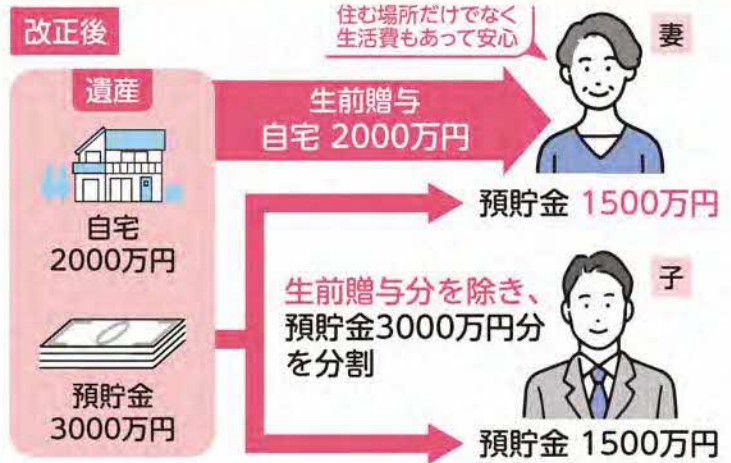
◎居住用不動産贈与等の優遇措置ってどんな制度？

令和2年7月1日以降、婚姻期間が20年以上である夫婦間で居住用不動産の遺贈や贈与がされた場合については、原則として、遺産分割における配偶者の取り分が増えることになりました。

どう変わったの？

従来、生前贈与があった場合、財産の先渡しがあったものとして、生前贈与分を含めて遺産分割を行うこととしていました。

改正後は生前贈与分を除いて遺産分割を行うことができるようになり、配偶者は、より多くの財産を取得できるようになりました。



詳しくは、伊丹税務署(☎0570-00-5901)にお問い合わせください。



第3部 相談しよう

専門家に相談してみよう

司法書士に聞いてみよう!

※「相続」に関して、司法書士がお役に立ちます。司法書士にご相談ください!

遺言書を作成したい	☞	自筆証書遺言書保管申請書の作成、公正証書遺言作成の支援
土地、物の名義を変えたい	☞	相続登記の申請
法定相続人の証明を受けたい	☞	法定相続情報一覧図の申出
相続したくない	☞	相続放棄申述書の作成
未成年者とその親権者がともに相続人になるときは?	☞	特別代理人選任申立書の作成
相続人に認知症の方がいる	☞	成年後見等開始申立書の作成
行方不明の相続人がいる	☞	不在者財産管理人選任申立書の作成、失踪宣告申立書の作成
相続人間で話し合いがまとまらない	☞	遺産分割調停申立書の作成
遺産の引継ぎ方法が分からない	☞	遺産(整理)承継業務



※司法書士はこんなこともできます!

不動産登記	☞	売買や贈与による名義変更、ローン完済による担保抹消、住所氏名の変更
会社や各種法人の登記	☞	設立、役員変更、本店移転や目的変更
裁判書類作成業務	☞	破産申立書作成等債務整理、訴状等の作成
簡易裁判所訴訟代理等関係業務 (訴額・紛争の目的の価額が140万円を超えない民事事件に限る)	☞	売掛金や貸金の請求
後見業務	☞	申立書類の作成、後見人や任意後見人への就任

※兵庫県内司法書士無料相談会場

所在地	各会場	所在地	各会場
神戸市	兵庫県司法書士会館	伊丹市	伊丹市立文化会館(東りいたみホール) 5階
	神戸市西区文化センター		
尼崎市	阪急塚口駅南さんさんタウン2番館 4階大集会室	川西市	川西市商工会館 3階
		猪名川町	日生中央タンモトセンタービル3階
西宮市	ACTA西宮西館 5階学習室	三田市	JR三田駅前1番館 (キッピーモール) 6階
宝塚市	宝塚市立男女共同参画センター・エル		

上記のほか、電話相談や女性専用の電話相談「なのはな相談センターひょうご(女性司法書士が対応)」も実施しています。

※無料相談の開催日は、会場により異なります。また、会場は、変更・休止・廃止の場合がありますので、最新の情報や実施日等の詳細は、兵庫県司法書士会ホームページでご確認ください。

《相談会についてのお問合せ》

兵庫県司法書士会総合相談センター ☎078-341-2755(平日午前9時から午後5時)

《兵庫県司法書士会ホームページ》

<https://www.shihohyo.or.jp/soudankai/>

無料相談会場を探す▶



◎お近くの司法書士を探したいときは <https://www.shihohyo.or.jp/search/>

会員検索▶



※法務局のお問合せ先

相続登記や、自筆証書遺言書保管制度、法定相続情報一覧図の申出、成年後見に関する証明書の交付など、ご不明な点がございましたら、以下の連絡先にお問い合わせください。

	相続登記・ 法定相続情報証明	自筆証書遺言書 保管制度	成年後見制度	所在
神戸地方法務局	○ (不動産登記部門)	○ (供託課)	○(戸籍課) 証明書交付事務のみ	〒650-0042 神戸市中央区波止場町1-1 ☎ 078-392-1821(代表)
神戸地方法務局 尼崎支局	○	○	—	〒660-0892 尼崎市東難波町4丁目18-36 ☎ 06-6482-7401
神戸地方法務局 西宮支局	○	○	—	〒662-0942 西宮市浜町7-35 ☎ 0798-26-0061
神戸地方法務局 伊丹支局	○	○	—	〒664-0881 伊丹市昆陽1丁目1-12 ☎ 072-779-3451

困ったときは

川西市 消費生活センターへご相談ください!

安価なサプリメントを購入したら
定期購入だった。
しかも、2回目からは高額だ。
解約できない。



ネットで商品注文後、
「在庫なし、○○payで返金する」
と言われ、**指示通り操作したら**
送金だった。



「**無料で点検する**」
と訪問してきた業者と
排水管・床下・屋根等の
高額な工事契約をした。



儲かる方法を教えてと言われ、
高額なサポート費用を
消費者金融で借金して
払ったが、全く儲からない。



「**なんでも買い取る**」と
言われて来てもらったが、
売らなかつた**貴金属**を
買い取られた。




パソコンにウイルス感染の
警告画面が出て
高額なセキュリティ代を
払わされた。



ほかにも、「消費者金融の返済が難しい」「製品から突然煙が出た」「クリーニングから戻った衣服が変色していた」などのご相談も受け付けています。

ほかにも、「消費者金融の返済が難しい」「製品から突然煙が出た」

「クリーニングから戻った衣服が変色していた」などのご相談も受け付けています。

 川西市 消費生活センター (市役所2階①番窓口)

☎072-740-1167

≫ 月～金(祝日除く) ≫ 午前9時～正午/午後0時45分～4時

※土・日・祝日は消費者ホットライン ☎188 (局番なし)

インターネット
相談受付



掲載されている広告内容については(株)サイネックスにお尋ねください。なお、内容や広告主については、川西市が推薦するものではありません。消費生活に関する相談は消費生活センター(上記)へ。

編集協力

川西市

制作・発行

株式会社サイネックス

〒543-0001 大阪府大阪市天王寺区上本町5-3-15
TEL.06-6766-3333(大代表)

広告販売

株式会社サイネックス 大阪支店

〒543-0001 大阪府大阪市天王寺区上本町5-3-15
TEL.06-6766-3350

※掲載している広告は、令和8年2月現在の情報です。

QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

無断で複写、転載することをご遠慮ください。



川西市内版

もしものための

わたしのエンディングノート

～大切な人に伝えたいこと～